

ナビゲーションスキル検定 検定料に関する内規 (NS 検定規程第7条)

公益社団法人日本オリエンテーリング協会
普及・指導委員会

ナビゲーションスキル検定規程第7条第4項で定めるナビゲーションスキル検定（以下「NS 検定」という）の検定料納付に関しては下記の通りとする

1. ナビゲーションスキルの普及と NS 検定の開催促進のため、NS 検定の主催者が公益社団法人日本オリエンテーリング協会普及・指導委員会へ支払う検定料を当面の間免除する
2. NS 検定の主催者は適切な検定料を事前に設定した上で、普及・指導委員会に開催を申請すること

附則

この内規は、令和4年8月27日より施行する。

令和5年12月16日 改訂